

# 家族心理学研究 著作権規程

制 定：1997年6月1日

最新改定：2017年9月1日

第1条 一般社団法人日本家族心理学会（以下本学会という）が編集発行する家族心理学研究の編集著作権は本学会にある。

第2条 家族心理学研究に掲載された個々の論文・報告等の著作権は、当該著作物の著作者にある。

第3条 家族心理学研究に掲載された個々の論文・報告等の著作権は、当該著作物の非商業的利用について、その許諾の決定権を本学会に委任する。ただし、当該著作者らがこれを行うことを妨げない。

第4条 前条にかかわる著作権委任に関する承諾書は、投稿する際に著作者あるいは著作代表者が本学会に提出するものとする。

第5条 承諾書の様式については、別に定める。

## 附 則

1. 本規程は、1997年6月1日より施行する。
2. 本規程は、2017年9月1日に一部改定し、同日より施行する。